

## 浜松基地空自空上げの呼称等使用許可に係る手続き等

### 1 目的

航空自衛隊（以下、「空自」という。）浜松基地における「浜松基地空自空上げ」について、業者等が、呼称等を使用して鶏の唐揚げ（関連商品を含む。）を製造及び販売又は提供する際の要件を定めるとともに、その使用許可手続きを定めることにより、「浜松基地空自空上げ」の普及を円滑かつ適正に実施する。

### 2 用語の定義

- (1) 「浜松基地空自空上げ」とは、別紙第1に示すレシピ（基準）を使用して調理された鳥の唐揚げをいう。
- (2) 「呼称等」とは、「浜松基地空自空上げ」の呼称及び前号に掲げるレシピをいう。
- (3) 「業者等」とは、以下に示す業者及び団体をいう。
  - ア 空自浜松基地司令の許可を受けて浜松基地空自空上げを製造、販売及び提供する業者及び団体
  - イ 浜松基地空自空上げの製造、販売及び提供に関する申請を行っている又は行おうとしている業者及び団体

### 3 協力範囲

空自浜松基地が業者等に対して協力する範囲は、以下のとおり。

- (1) 「浜松基地空自空上げ」調理レシピの提供
- (2) 「浜松基地空自空上げ」の呼称の提供
- (3) 「浜松基地空自空上げ」の製造に係る助言
- (4) その他、空自浜松基地司令が必要と認める事項

### 4 呼称等使用の許可要件

以下の要件に同意したうえで申請を行った業者等に対し、「浜松基地空自空上げ」の呼称等使用を許可する。

- (1) 製造及び販売又は提供に際して許可された内容を目的の用途以外に使用しないものとする。
- (2) 呼称等使用許可期間は3年とし、以後の使用については、再度申請し、許可を得るものとする。

- (3) 呼称等使用について、空自浜松基地として支障があると認められる場合において空自浜松基地から使用中止の申し出があった際には、呼称等使用を中止するものとする。
- (4) 事前に試作品を作成し、空自浜松基地に情報提供するものとする。ただし、過去に情報提供した試作品のうち、引き続いて許可を受けるために再度申請する場合は、該当しないものとする。
- (5) 浜松基地空自空上げの商品化に関して発生した費用及び損害等について、空自浜松基地は一切責任を負わないものとする。
- (6) 呼称等を使用するに当たり、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、政治活動標ぼうゴロ（政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (7) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、空自浜松基地司令に報告（第1航空団司令部監理部長気付）するものとする。
- (8) 疑義等が生じた場合は、その都度、空自浜松基地と使用許可を受けた者が協議するものとする。

## 5 禁止規定

以下に該当する場合又は過去に該当した場合は、前項によらず、使用許可の対象外とする。また、使用許可後に、下記事項に該当することが判明した場合、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可内容を第三者に提供し又は譲渡すること。

(3) 許可要件に反する使用等

前項各号に示す許可要件に反する使用等が認められた場合は、使用許可を取り消すことができる。また、これにより使用者に生じた損害について、空自浜松基地は、一切の責任を負わない。

## 6 使用許可手続き

「浜松基地空自空上げ」の呼称等に係る使用許可手続きについては、以下のとおり実施する。

- (1) 「浜松基地空自空上げ」の呼称等使用を希望する業者は、別紙第2により申請するものとする。
- (2) 前号の申請により、審査、決裁を経て、空自浜松基地司令が許可した場合、別紙第3を発行する。
- (3) 使用許可申請に係る申請書の審査及び許可の事務は、第1航空団基地業務群業務隊長（厚生班）が行うものとする

浜松基地空自空上げレシピ（基準）

1 三ヶ日みかん・白玉ねぎ風味

三ヶ日みかん及びその加工品並びに白玉葱及びその加工品を、たれ又は漬け込み用調理液のいずれかに用いて調理した鶏の唐揚げをいう。

(1) 食材（分量）（基準）

- ア 若鶏もも肉（480g）
- イ おろしにんにく（小さじ1/2）
- ウ 三ヶ日みかんジュース（120cc）
- エ 白玉葱（120g）
- オ 塩（小さじ1/2）
- カ 揚げ油（適量）
- キ 片栗粉（適量）
- ク みかんポン酢（適量）

(2) 調理法（基準）

- ア 若鶏もも肉を大きめの一口大（約40g）程度に切る。
- イ 白玉葱を半分すりおろして、にんにく、塩、三ヶ日みかんジュースと合わせて若鶏もも肉を2～3時間程度漬け込む。
- ウ 前イにより漬け込んだ若鳥もも肉から水気を取り、片栗粉をまぶして、余分な粉をはたき落とす
- エ 前ウにより片栗粉をまぶした若鳥もも肉を170℃に熱した食用油で5分ほど揚げ、十分に火を通す。
- オ 前イで使用した白玉葱の残り半分を薄くスライスする。
- カ 前エで揚げた唐揚げの上に、前オでスライスした玉葱をトッピングし、みかんポン酢を適量かける。

2 うなぎ風味

うなぎの骨を用いた蒲焼のたれ及び山椒を用いて調理した鶏の唐揚げをいう。

(1) 食材（分量）（基準）

- ア 若鶏もも肉（480g）
- イ 清酒（10g）
- ウ 塩（小さじ1/2）
- エ 上白糖（20g）

- オ みりん (40 g)
- カ 醤油 (20 g)
- キ たまり醤油 (20 g)
- ク 粉山椒 (3 g 程度)
- ケ 揚げ油 (適量)
- コ 片栗粉 (適量)
- サ うなぎボーン (10 g)

(2) 調理法 (基準)

- ア 若鶏もも肉を大きめの一口大(約40g)程度に切る。
- イ 塩と清酒で若鶏もも肉を30分~1時間程度漬け込む。
- ウ 上白糖、みりん、醤油、たまり醤油を合わせて蒲焼きのタレをつくり、素焼きしたうなぎボーンを加えて5~6分煮込み、山椒を加える。
- エ 前イにより漬け込んだ若鶏もも肉から水気を切り、片栗粉をまぶす。
- オ 前エにより片栗粉をまぶした若鳥もも肉を170℃に熱した食用油で5分ほど揚げ、十分に火を通す。
- カ 前オで揚げた唐揚げを、前ウで作ったタレにくぐらせ、好みに粉山椒を適量ふりかける。

基地司令	副司令	監理部長	基群司令	業務隊長	厚生班長	担当

年 月 日

航空自衛隊浜松基地司令 殿  
 (第1航空団基地業務群業務隊長気付)

本社(店)所在地  
 商号又は名称  
 代表者の氏名 印

「浜松基地空自空上げ」の呼称等に関する使用許可申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

当社において、「浜松基地空自空上げ」の呼称等の使用を希望するので申請します。

なお、使用に際しては、以下の使用条件に同意するとともにこの申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

#### 1 使用内容(一例)

- (1) 「浜松基地空自空上げ」の呼称
- (2) 「浜松基地空自空上げ」調理レシピ
- (3) 空自航空機の写真

#### 2 使用目的

「浜松基地空自空上げ」のレシピを使用した鶏の唐揚げ(関連商品を含む。)を製造及び販売又は提供する。

### 3 使用条件

- (1) 「浜松基地空自空上げ」の呼称を使用する際には、「浜松基地空自空上げ」のレシピを使用する。
- (2) 商品化に際して提供された内容を目的の用途以外に使用しない。
- (3) 呼称等使用許可期間は3年とし、以後の使用については、再度申請し、許可を得るものとする。
- (4) 呼称等の使用について、空自浜松基地として支障があると認められる場合において空自浜松基地から使用中止の申し出があった際には、呼称等の使用を中止するものとする。
- (5) 事前に試作品を作成し、空自浜松基地に情報提供するものとする。ただし、過去に情報提供した試作品のうち、引き続いて許可を受けるために再度申請する場合は、該当しないものとする。
- (6) 浜松基地空自空上げの商品化に関して発生した費用及び損害等について、空自浜松基地は、一切責任を負わないものとする。
- (7) 呼称等を使用するに当たり、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、政治活動標ぼうゴロ（政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (8) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、空自浜松基地司令に報告（第1航空団司令部監理部長気付）するものとする。
- (9) 疑義等が生じた場合は、その都度、空自浜松基地と使用許可を受けた者が協議するものとする。

### 4 添付書類

「誓約書」

## 誓約書

当社は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、許可を受けた呼称等については、下記 2 及び 3 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 4 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可内容を第三者に提供し又は譲渡すること。



## 3 許可要件に反する使用等

「浜松基地空自空上げ」の呼称等に関する使用許可申請書第3項各号に示す許可要件に反して使用すること。

## 4 警察への通報等

- (1) 使用許可内容を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

航空自衛隊浜松基地司令 殿

年 月 日

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

「浜松基地空自空上げ」の呼称等の使用に関する許可証

年 月 日

殿

航空自衛隊浜松基地司令

「浜松基地空自空上げ」の呼称等の使用に関する許可申請者に対し、次の条件により使用を許可する。

- 1 「浜松基地空自空上げ」の呼称等を使用する際には、「浜松基地空自空上げ」のレシピ（基準）を使用する。
- 2 商品化に際して提供された内容を目的の用途以外に使用しない。
- 3 呼称等使用許可期間は3年とし、以後の使用については、再度申請し、許可を得るものとする。
- 4 呼称等の使用について、空自浜松基地として支障があると認められる場合において空自浜松基地から使用中止の申し出があった際には、呼称等の使用を中止するものとする。
- 5 事前に試作品を作成し、空自浜松基地に情報提供するものとする。ただし、過去に情報提供した試作品のうち、引き続いて許可を受けるために再度申請する場合は、該当しないものとする。
- 6 浜松基地空自空上げの商品化に関して発生した費用及び損害等について、空自浜松基地は、一切責任を負わないものとする。
- 7 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可内容を第三者に提供し又は譲渡する等、公序良俗に反する使用等をしてはならない。
- 8 呼称等を使用するに当たり、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、政治活動標ぼうゴロ（政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを

拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 9 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、空自浜松基地司令に報告（第1航空団司令部監理部長気付）するものとする。
- 10 疑義等が生じた場合は、その都度、空自浜松基地と使用許可を受けた者が協議するものとする。
- 11 前各項に違反する使用等が認められた場合、呼称等の使用許可を取り消す。